

琵琶湖には10種以上の外来魚が生息していますが、特にオオクチバスとブルーギルは激増して深刻な被害を及ぼしている外来魚の代表格です。これらの外来魚の生息量を減らすため、漁業者による漁獲や釣り人からの回収、電気ショッカーボートの操業などの取組が行われ、推定生息量は減少し続けています。

1. いろいろな外来魚

琵琶湖で「外来魚」というとブラックバスとブルーギルが連想されがちですが、滋賀県に生息する80種以上の魚のうち、10種以上が国内外のどこからか連れて来られた外来種の魚、つまり外来魚です。

今では漁獲対象となり水産資源として流通しているワカサギは、琵琶湖にとってはもともといなかった外来魚で、こうした国内起源の外来魚は「国内外来魚」と呼ばれます。滋賀県ではオヤニラミも国内外来魚で、国や京都府では絶滅危惧種ですが、県内での分布拡大を抑えるため、県条例によって野外への放出を禁止する「指定外来種」に指定されています。

ブラックバスやブルーギルが外来魚として注目を集めるのは、琵琶湖で著しく増加して在来魚やエビなどへの深刻な被害を及ぼすようになったためで、被害を軽減するために、長年にわたり積極的に減らす取組がなされています。このように、外来種への対応は、「同じ外来種だから」と一括りにせず、状況に応じて是々非々で対応する必要があり、「外来」であることに基づく差別や民族問題とは異なります。



写真7-12-1 滋賀県の指定外来種
オヤニラミは国の絶滅危惧種でもある。

2. 琵琶湖の外来魚対策

ブラックバスの一種オオクチバスは、琵琶湖では1974年に初確認され、1980年代後半に増加のピークに達しました。これを境に沿岸性の魚類の多くが減少し、以後まったく姿を確認できない魚もいます。1990年代になると、餌不足のためかオオクチバスは減少し始め、それと置き換わるようにブルーギルが南湖を中心に爆発的に増加しました。

県では1984年に始まった漁業者による外来魚駆除事業を1999年から強化し、2003年には「琵琶湖レジャー利用の適正化に関する条例」により、釣り人に琵琶湖で釣った外来魚のリリース(再放流)を禁止



写真7-12-2
琵琶湖に潜ると、オオクチバス(上)とブルーギル(下)に取り囲まれることもある。



し、2006年には対象範囲を県全域に拡げました。さらに、2012年には新たに電気ショッカーボートを導入し、特に大型になるオオクチバスが南湖を中心に捕獲されています。

オオクチバスとブルーギルの年間駆除量は1999年から増加し、2000年代前半には400～500tを維持した後、推定生息量の減少を反映して徐々に減ってきています。ここに至り、固有種ホンモロコシの漁獲量が回復傾向にあります。また、外来魚の減少もその一因であると考えられます。

こうした対策の一方で、琵琶湖のオオクチバスの集団に大型化する亜種フロリダバスの遺伝子が1990年代には大規模に浸透していたことが判明しました。また、第二のブラックバス・コクチバスも2007年以降、県内3箇所のダム貯水池で定着し、河川や琵琶湖への進出が憂慮されていましたが、2023年には湖内で産卵床の保護個体が確認されました。さらに、2001年に湖内で初確認後、瀬田川で増加していたチャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）は、2011年には瀬田川だけでなく湖内でも当歳魚が捕獲されるようになり、湖内での繁殖、さらには増加による被害が懸念されています。

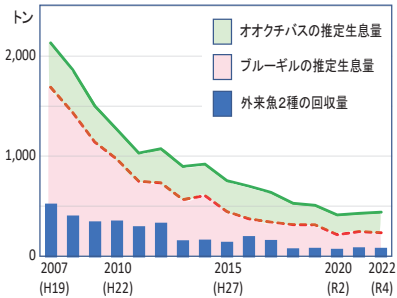


図7-12-1

オオクチバスとブルーギルの年間回収量(棒)と推定生息量(折れ線)(データ:滋賀県水産課)



写真7-12-3 琵琶湖への侵入・定着が懸念されるコクチバス(上)とチャネルキャットフィッシュ(下)

3. 受益者として、原因者として

外来魚問題に揺れる滋賀県・琵琶湖で新たな放流が続く背景には、「密放流は法令違反だが、いる魚を釣ることは自由」という“入れた者勝ち”の構図があります。外来魚のリリース禁止の取り決めは、積極的に駆除を進めている水域で、手にした駆除対象の魚をみすみす逃がさないでほしいという、釣り人に対する常識的な期待として、せめてもの受益者負担を求めたものです。命を奪う対応には心が痛みますが、同様の対応は“有害”鳥獣とされる増えすぎた在来種のシカやカワウの管理でもなされています。人間の営為の影響で増えすぎた命を奪うという不条理さに後ろめたさを感じつつも、外来種を連れてきてしまった原因者としての責任を果たすことが求められています。